

# 児童デイサービスみそら利用料金

兵庫県揖保郡太子町塚森162-6  
TEL(079)240-8105・FAX(079)240-8106  
令和6年7月1日

## ①1日あたり(1割負担の場合)

定員 10名	児童発達支援			放課後等デイサービス		
	30分以上1時間30分以下	1時間30分超3時間以下	3時間超5時間以下	30分以上1時間30分以下	1時間30分超3時間以下	3時間超5時間以下 (学校休業日のみ)
サービス提供時間						
基本部分	901	928	980	574	609	666
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	15	15	15	15	15	15
児童指導員等加配加算	152	152	152	152	152	152
<b>利用料金(1日)</b>	<b>¥1,068</b>	<b>¥1,095</b>	<b>¥1,147</b>	<b>¥741</b>	<b>¥776</b>	<b>¥833</b>

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ): 常勤の児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者のうち、介護福祉士等の所定の資格保持者の割合が35%以上  
児童指導員等加配加算: 基準となる従業員の員数に加え、理学療法士等(理学療法士・作業療法士・保育士等)の従業者を1以上配置(常勤専従・経験5年未満)

## ②その他の加算(1割負担の場合)

欠席時対応加算(Ⅰ)	94円/日	利用する障がい児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合(月に4回まで)
*欠席時対応加算(Ⅱ)	94円/日	利用する障がい児の急病等により、サービス提供時間が30分以内となった場合
【児童発達支援】個別サポート加算(Ⅰ)	120円/日	重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援を行った場合
【放課後等デイサービス】個別サポート加算(Ⅰ)	120円/日	ケアニーズの高い障害児に強度行動障害者養成研修(基礎研修)修了者を配置して支援、又は著しく重度の障害時に支援を行った場合
【共通】個別サポート加算(Ⅱ)	150円/日	要保護・要支援児童に対し、児童相談所やこども家庭センター等と連携して支援(6月に1回以上支援状況を共有)を行った場合。
延長支援加算	92円/日	支援前後に延長1時間以上2時間未満の預かりニーズに対応した支援を行った場合
	123円/日	支援前後に延長2時間以上の預かりニーズに対応した支援を行った場合
	61円/日	支援前後に延長30分以上1時間未満の預かりニーズに対応した支援を行った場合
家族支援加算(Ⅰ)(月4回を限度)	100円/回	事業所内で個別に障がい児とその家族等に相談援助を行った場合
家族支援加算(Ⅱ)(月4回を限度)	80円/回	事業所内でグループで障がい児とその家族等に相談援助を行った場合
送迎加算	54円/回	(児童発達支援) 居宅とみそらとの間の送迎を行った場合。 (放課後等デイサービス) 居宅又は学校とみそらとの間の送迎を行った場合
利用者負担上限額管理加算	150円/月	利用者負担額合計額の管理を行った場合
関係機関連携加算(Ⅰ)(月1回)	250円/回	保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合
関係機関連携加算(Ⅱ)(月1回)	200円/回	関係機関連携加算(Ⅰ)以外の場合において保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合
関係機関連携加算(Ⅲ)(月1回)	150円/回	児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合
関係機関連携加算(Ⅳ)(1回)	200円/回	就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

\*放課後等デイサービスのみ

## ③福祉・介護職員処遇改善加算((1割負担の場合)

その月の利用に係る①②を合計した単位数に所定の割合をかけたもの(1ヶ月の合計単位に対し計算されます)

	福祉・介護職員等処遇改善加算
児童発達支援	13.1%
放課後等デイサービス	13.4%

## ④実費負担いただくもの

入所時準備費(500円)、教材費(実費)、外食代・弁当代(実費)、外出時費用(実費)、複写物の交付(1枚10円)、郵送料(実費)等

毎月の請求金額は①②③④を合計したものとなります。

※上記以外の加算を算定することとなった場合は、事前に説明させていただき、契約者(扶養義務者)の同意を得ることとします。